

大阪市小児ぜん息等医療費助成制度における審査・支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会へ委託します

大阪市保健所管理課 審査・給付グループ

大阪市小児ぜん息等医療費助成制度の審査・支払事務については、直接請求により大阪
市で行っていますが、平成25年3月診療(調剤)分(4月請求分)から、社会保険診療報酬
支払基金及び国民健康保険団体連合会へ委託します。

つきましては、次のとおり公費負担者番号を設定しますので、平成25年3月診療(調剤)
分からは、社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会へ公費併用レセプト
により請求くださるようお願いします。

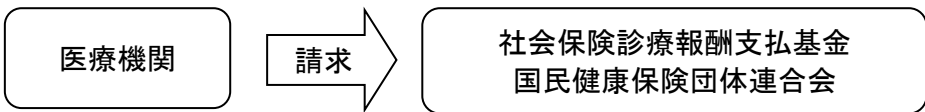
ただし、平成25年2月診療(調剤)以前分については、従前どおり大阪市へ直接請求をお
願いします。

また、審査・支払事務の委託に伴い、レセプトコンピュータの改修等が必要となる場合があ
りますので、お手数ではございますが、システム開発業者等に御確認のうえ、対応をお願い
します。

・現行(平成25年2月診療分 3月請求分まで)



・変更後(平成25年3月診療分 4月請求分から)



・公費負担者番号

	法 別 番 号		大阪府 番 号		区 番 号			検 証 番 号
北区	9	1	2	7	4	0	1	9
都島区	9	1	2	7	4	0	2	7
福島区	9	1	2	7	4	0	3	5
此花区	9	1	2	7	4	0	4	3
中央区	9	1	2	7	4	0	5	0
西区	9	1	2	7	4	0	6	8
港区	9	1	2	7	4	0	7	6
大正区	9	1	2	7	4	0	8	4
天王寺区	9	1	2	7	4	0	9	2
浪速区	9	1	2	7	4	1	1	8
西淀川区	9	1	2	7	4	1	3	4
淀川区	9	1	2	7	4	1	4	2
東淀川区	9	1	2	7	4	1	5	9
東成区	9	1	2	7	4	1	6	7
生野区	9	1	2	7	4	1	7	5
旭区	9	1	2	7	4	1	8	3
城東区	9	1	2	7	4	1	9	1
鶴見区	9	1	2	7	4	2	0	9
阿倍野区	9	1	2	7	4	2	1	7
住之江区	9	1	2	7	4	2	2	5
住吉区	9	1	2	7	4	2	3	3
東住吉区	9	1	2	7	4	2	4	1
平野区	9	1	2	7	4	2	5	8
西成区	9	1	2	7	4	2	6	6

公費負担者番号の設定に伴い、新しい
助成証(ねずみ色)を2月末以降に、助成
対象者へ郵送します。

また、受給者番号(現:助成者番号)を8
桁から7桁へ変更しますので、3月以降の
診療(調剤)の際に、新しい助成証を御確
認くださいますよう、お願いします。

・レセプト作成料の廃止について

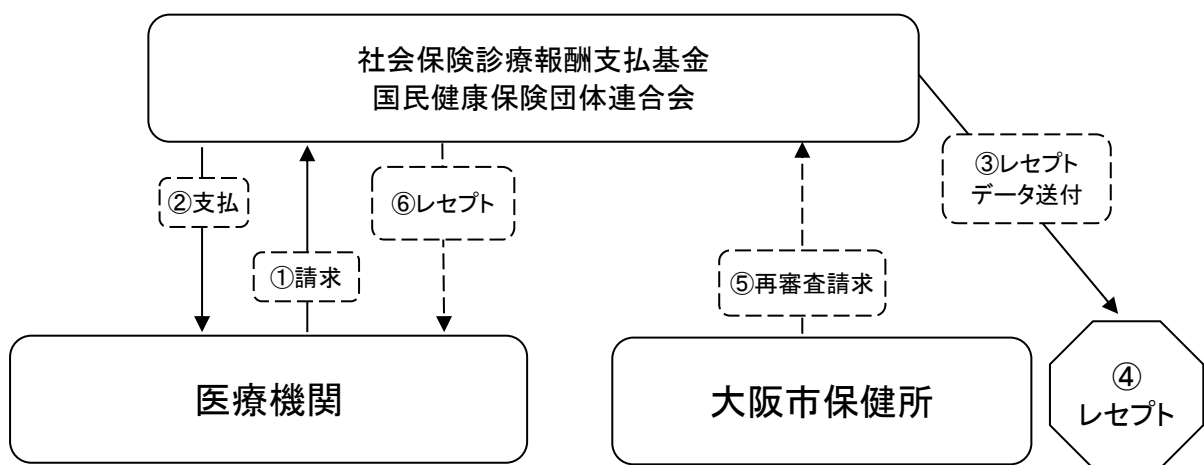
審査・支払事務の委託に伴い、レセプト作成料
(1件あたり315円)は廃止します。

・医療費助成の範囲について

小児ぜん息等医療費助成の助成範囲は別紙のとおりです。助成対象として請求される疾病が助成証に記載の疾病(気管支ぜん息・ぜん息性気管支炎・慢性気管支炎・肺気腫)と同一であるか御確認のうえ、助成範囲内の請求をお願いします。

資格審査等、公費負担分の請求内容の点検は、従前どおり大阪市保健所が行います。ただし、保険診療の審査は社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会(以下、基金等)が行いますので、基金等で認められた請求が保健所での点検対象となります。

具体的には、基金等で支払が完了した後、保健所がレセプトデータの提供を受け、助成範囲の点検を行い、範囲を超える請求があった場合は、保健所から基金等への再審査請求に基づき、基金等が医療機関へレセプトを返戻し、過誤調整を行います。



大阪府以外の医療機関の皆様へ

社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会の審査・支払については、大阪府内の医療機関を対象としており、大阪府以外の医療機関からの請求は取り扱いできません。したがって、平成25年3月以降に助成証の提示があった場合は、『償還払い』の対象となり、助成対象者が『大阪市小児ぜん息等医療費助成請求書』により、医療機関へ支払った金額を大阪市へ直接請求していただく必要があります。その際、添付書類として、『領収書』及び『個別の診療(調剤)報酬の算定項目の分かる明細書』が必要ですので、発行してください。よろしくお願いいたします。

《問い合わせ先》

〒545-8515

大阪市阿倍野区旭町1-2-7-1000

あべのメディックス10階

大阪市保健所管理課 審査・給付グループ

電話:06(6647)0782

(別 紙)

「小児ぜん息等医療費助成制度」公費負担者番号(91)

	法番	別号	大阪府番号	市区番号	検証番号
大阪市	9	1	2 7	4 0 0	1
北区	9	1	2 7	4 0 1	9
都島区	9	1	2 7	4 0 2	7
福島区	9	1	2 7	4 0 3	5
此花区	9	1	2 7	4 0 4	3
中央区	9	1	2 7	4 0 5	0
西区	9	1	2 7	4 0 6	8
港区	9	1	2 7	4 0 7	6
大正区	9	1	2 7	4 0 8	4
天王寺区	9	1	2 7	4 0 9	2
浪速区	9	1	2 7	4 1 1	8
西淀川区	9	1	2 7	4 1 3	4
淀川区	9	1	2 7	4 1 4	2
東淀川区	9	1	2 7	4 1 5	9
東成区	9	1	2 7	4 1 6	7
生野区	9	1	2 7	4 1 7	5
旭区	9	1	2 7	4 1 8	3
城東区	9	1	2 7	4 1 9	1
鶴見区	9	1	2 7	4 2 0	9
阿倍野区	9	1	2 7	4 2 1	7
住之江区	9	1	2 7	4 2 2	5
住吉区	9	1	2 7	4 2 3	3
東住吉区	9	1	2 7	4 2 4	1
平野区	9	1	2 7	4 2 5	8
西成区	9	1	2 7	4 2 6	6

× 2 × 1 × 2 × 1 × 2 × 1 × 2
検証番号 10—(一桁)

大阪市	9	1	4	7	8	0	0	1	29
北区	9	1	4	7	8	0	2	9	31
都島区	9	1	4	7	8	0	4	7	33
福島区	9	1	4	7	8	0	6	5	35
此花区	9	1	4	7	8	0	8	3	37
中央区	9	1	4	7	8	0	1	0	30
西区	9	1	4	7	8	0	3	8	32
港区	9	1	4	7	8	0	5	6	34
大正区	9	1	4	7	8	0	7	4	36
天王寺区	9	1	4	7	8	0	9	2	38
浪速区	9	1	4	7	8	1	2	8	32
西淀川区	9	1	4	7	8	1	6	4	36
淀川区	9	1	4	7	8	1	8	2	38
東淀川区	9	1	4	7	8	1	1	9	31
東成区	9	1	4	7	8	1	3	7	33
生野区	9	1	4	7	8	1	5	5	35
旭区	9	1	4	7	8	1	7	3	37
城東区	9	1	4	7	8	1	9	1	39
鶴見区	9	1	4	7	8	2	0	9	31
阿倍野区	9	1	4	7	8	2	2	7	33
住之江区	9	1	4	7	8	2	4	5	35
住吉区	9	1	4	7	8	2	6	3	37
東住吉区	9	1	4	7	8	2	8	1	39
平野区	9	1	4	7	8	2	1	8	32
西成区	9	1	4	7	8	2	3	6	34

「こども難病医療費助成制度」公費負担者番号(92)

	法 別 番 号		大阪府 番 号		市 区 番 号			検 証 番 号
大阪市	9	2	2	7	4	0	0	0

× 2 × 1 × 2 × 1 × 2 × 1 × 2
検証番号 10—(一桁)

大阪市	9	2	4	7	8	0	0	0	30
-----	---	---	---	---	---	---	---	---	----